

長瀬町空き家流通促進補助金のご紹介

長瀬町内の空き家を
ちちぶ空き家バンクに掲載された方に

20万円^の 補助金を交付します。



先着10名様 (予算額上限に達し次第終了)

申請期間:令和3年12月24日まで

長瀬町への移住定住促進を図るとともに、東京一極集中の解消に資する町内空き家の流通促進を目的として、ちちぶ空き家バンクに空き家を掲載された空き家所有者の方に対し、補助金を交付いたします。

申請対象となる方

長瀬町内の空き家について、所有権その他の権利により空家の売買、賃貸等を行うことができる方(法人を除く)

手続きは町HPをご確認
いただくか、下記担当まで
お問い合わせください。

補助金の対象物件

ちちぶ空き家バンクへの登録を行った居住用の物件



必要書類等は
裏面を
ご確認ください

交付の流れ

- ①ちちぶ空き家バンク登録申請+補助金認定申請
- ②ちちぶ空き家バンク登録確認後、補助金交付申請
- ③交付決定通知後、補助金を交付いたします。

【問い合わせ先】
長瀬町役場
企画財政課企画財政担当
0494-66-3111
kikaku@town.nagatoro.saitama.jp

令和3年6月25日以降に申請があった物件に限ります。/空き家バンクでの受付ができない物件は対象となりません。/土地のみのちちぶ空き家バンク登録は対象となりません。/市町村税等に滞納がある方は申請対象となりません。/当該空き家の所有者の方が申請をしてください。

ちちぶ空き家バンク登録の必要書類

	書類の名称	取扱い窓口等
共通	ちちぶ空き家バンク登録申込書	町ホームページからダウンロードまたは郵送依頼 (下記担当までご連絡ください)
	ちちぶ空き家バンク登録カード	
	現況写真	全体がわかる写真や、部屋の内部を撮影
	位置図(MAP)	—
	身分証の写し	運転免許証等
土地 関連	土地登記簿謄本(登記事項証明書)	●さいたま地方法務局秩父支局 秩父市桜木町12番地28号 電話:0494-22-0827
	公図	
	地積測量図	
	固定資産税 評価証明書	★長瀬町役場(税務会計課) 電話:0494-66-3111
	道路台帳	★長瀬町役場(建設課) 電話:0494-66-3111
	上水道配管図	●秩父広域市町村圏組合 水道局 秩父市別所538番地 0494-25-5221
	下水道配管図	●皆野・長瀬下水道組合 長瀬町中野上234-1 0494-66-0747
建物 関連	建物登記簿謄本(登記事項証明書)	●さいたま地方法務局秩父支局 秩父市桜木町12番地28号 0494-22-0827
	建物図面(平面図、立面図、配置図)	
	固定資産税 評価証明書	★長瀬町役場(税務会計課) 電話:0494-66-3111

一部書類は有料となります。申請に係る費用はご自身での負担となります。

長瀬町空家流通促進補助金申請の必要書類

	書類の名称	取扱い窓口等
共通	認定申請書	町ホームページからダウンロードまたは郵送依頼 (下記担当までご連絡ください)
	誓約書	
	市町村税等に滞納がないことを確認できる書類	令和3年1月1日時点でお住まいの役所(場) (長瀬町内在住者は省略可)

町ホームページの「長瀬町空家流通促進補助金交付要綱」をご確認の上お申し込みください。

【提出方法】長瀬町役場2F企画財政課へ持参または郵送

町ホームページは
右のQRコードから

【提出先】(ちちぶ空き家バンク・空家流通促進補助金共通)

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町役場企画財政課企画財政担当 0494-66-3111 kikaku@town.nagatoro.saitama.jp

